

# 高江 ヘリパッド建設 防衛局仮処分を問う

Ⓜ——高作 正博

発を招くおそれもある。で  
きる限り非権力的な対応を  
望む意図が、背後にあるの  
だろう(道路交通法第七六  
条第三項・第四項第一号も  
あるが、事情は同様だ)。  
それでも、本件申立に  
は、国家の「権力性」の表  
出が見られる。以下、三点  
指摘したい。

東村高江の米軍ヘリパッ  
ド建設に反対する市民に対  
し、沖縄防衛局は座り込み  
の排除を裁判所に申し立て  
た。この「暴挙」の理由は  
何か。道路交通の安全確保  
のためであれば、公務たる  
道路使用への妨害として公  
務執行妨害罪(刑法第九五  
条)の適用もありうる。

しかし、座り込みの運動  
は徹底した非暴力の思想に  
貫かれており、「暴行又は脅  
迫」を要件とする同罪での  
対応は困難である。「転び公  
妨」等で強引に適用すれば、  
東村だけでなく全真的な反

第一に、行政が裁判所を  
用いて市民を排除すること  
の異常性である。行政権  
は、立法権や司法権と並ぶ  
国家権力の一つとして、一  
定の国家目的を遂行する。  
そのために、私人の権利・  
自由を制限することまでが  
認められている。それ故、  
権力的な行政活動に対して  
は、国会が法律によって、  
また、事件になれば裁判所  
が判決を出すことで、行政  
を統制する仕組みとなっ  
ている。権力分立は、市民の  
権利・自由のためである。  
ところが、本件では、行  
政権と司法権とが結合し市  
民と対峙しており、行政を  
統制すべき司法権のあり方  
から大きく外れている。も  
しろん、行政が一般市民と

対等の立場にある場合に  
は、この手法もあり得るだ  
ろう。ただ、今回の工事は

## 国家の「権力性」 民主主義の破壊

通常の公共工事ではない。  
軍事という究極の国家権力  
の発動に関わる施設の建設  
であることを度外視すべき

ではない。  
第二に、表現の自由への  
侵害という問題である。沖  
縄防衛局は、本件では表現  
行為を直接に規制(逮捕や  
拘留等)しているわけでは  
ない。人権を行使した結果  
に対する申立に止まる。そ  
の意味では、行政の権力性  
は薄まるように見えるかも  
しれない。しかし、こうし  
た手法は、行政の側にとっ  
て最大限の効果を引き出し  
うる。外国人の表現行為に  
関し、直接的な規制をしな  
くとも、在留期間の更新を  
認めないと脅すことを想起  
すればよい。  
本件では、市民は、裁判  
の当事者として法廷に引  
張り出される苦痛、自分や  
身内の就職など公的・私的  
な不利益取扱を受けるので  
はないかという不安感等、  
多大な負担を強いられる。  
本件申立は、今後の活動の  
中止を迫る「恫喝」である。  
人権の行使に対するこうした  
負担は軽視されるべきで  
はない。表現の自由への悪  
影響(「萎縮効果」)をもた  
らす国家行為は、違憲とし

て非難されるべきである。  
第三に、一定の民意を民  
主主義の場外へと追いや  
る、非民主的な行動だとい  
う点である。市民の座り込  
みは、ヘリパッド建設への  
反対の意思を示す表現行為  
である。しかも、この表現  
行為は、民主主義の過程の  
中で、民意を形成する契機  
となる。そこに民主主義的  
な価値を見ることができ  
る。その行為を排除しよう  
とする本件申立は、民主主  
義の破壊である。  
沖縄は、民主主義から排  
除され、人権保障や権力分  
立等の法原理からも除外さ  
れている。それは、権力者に  
従うことを強いらられるだけ  
の存在である。まさにそこ  
にこそ、国家の究極の権力  
性が現れる。民主主義も法  
の支配も及ばない例外状態  
に置くことで沖縄を排除し  
しかしそれにより、日米安  
保体制という秩序を創造し  
そこに沖縄を包含する。この  
ような「主権の締め出しの  
構造」(ジョルジョ・アガン  
ベン)を今回の申立は刻印し  
ている。(関西大学教授)